

時事新報

官報第五百三十四號を讀む
本月九日の官報に
一昨七日内務大臣三木大臣より高等中學校經費を

地方費として分擔するは本年二十二年以降當分て
れを止むる旨府縣知事へ訓令せり
とあり是れは明治十九年四月九日發中學校令(勅令第
十五號)第五條に高等中學校の經費は國庫より之を支
辨し又は國庫と該學校設置區域内に在る府縣の地方稅
とに由り之を支辨するよとある可し但し此場合に於て
は其管理及び經費分擔の方法等は別に之を定む可しと
ある其趣意に基き右發令以來分擔法を從ひしものを改
めて二十二年以降は國庫の支辨に歸したるよと改ら
んのみ世間或は事の大體を知らずして遂に三大臣の訓
令を一讀し方今民力疲弊の折柄、中學校費の分擔を免
るゝは人民の利益などと思ふ者もある可しと雖も唯
是れ學校設置區域内の地方稅を軽くするのみにして全
國の經濟上より視るときは何れも喜ぶるに足るものな
し之を一商店の事にして言へば何々の經費は是れまで
本店と支店と半高づゝ出合せたれども向後は本店一手
持と定めたるまでの事にして其經費は總高に増減なき
限りは商店全體の計算に利害はあはる可らず故に彼の三
大臣が府縣知事に訓令して地方稅の分擔を免たりと
て今後これを國庫一手の支辨に歸するよと云ふは日本政府
と名くる全體の經濟には減ずることもなく増すことも
なく日本國の高等中學校に費す所の金は相替らず日本
國民の稅より出るものと知る可し或は地方にて學校費
を課するに於ては其費目と掲げて人民より取立れども
國庫に之を引受るに於ては學校費と稱して別に賦入を
促すに非ざるが故に自から人民の利益なりとて強ひて
稅を作す者なきにあらざれども畢竟物の數を知らざる
者の考にこそわれ本來一國政府の國庫にある金は一儲
たりとも國民の手より出でざるものか、國庫に一錢を
費すは即ち國民が一錢を費すことにして其名義の如
何と問はず其出納の前後に論なく國庫に費すものは詰
り國民の負擔と稱するが故に中央政府が特に高等中學
校費と稱して徴收することなきも其消費の一段に至り
ては蓋も地方稅に異なるものある可らざるなり
左れば今國の訓令は官民の經濟上に對するもの
にあらざりて、初等中學校全體の問題と設け經濟上
より之を論じて其得失如何と尋ねるとは我輩は其利
益と見ざるものなり方今全國に高等中學校の數は第
一より第五に至る五校として本年度の經費を見るよ通計
三十萬圓の内十五萬圓は國庫より出だし十五萬圓は地
方又賦するものなり即ち此三十萬圓は日本國民が日本
國民中の少年に中學の費を授かるの費用にして其少年生
徒の數五校合して凡そ千五百八十三名(昨年未の調査)
なれば三十萬圓を千五百八十三に除し生徒一名に付
其費を所一年百八十九圓餘なり即ち日本國民は高等
中學生徒一名を養ふに毎年百八十九圓餘を消費す
るものなり國庫金と稱し公共の姿を以て一處に集りた
る千千萬圓の大金を自費し出納せればこそ給ふと云ふ
は、其の實情を知らずして、其の實情を知らずして、
其の實情を知らずして、其の實情を知らずして、

の數を知る人ならば敢て争ふ者ある可し之を一個人
の家計にすれば無力なりと云ひながら公共の經濟にし
て何故に有力なるや我輩は其數の在る所を知らざる
者なり或は斯る大金を費して高等中學を奉ずるは日本
に文明の教育を勧る爲め臨時の策なりと言はんか其言
は數十年前開國の當分通用す可きのみ今や文明の向
ふ所は天下に敵なし高等教育の如きも世の風潮に従ひ
他人の獎勵を俟たずして之に就く者乏しからざるのみ
る往々其多きに苦しむよと今日の實相なれば政府も能
く時勢の變遷に注意して國庫に費すに吝ならんよと云
望に堪へざるなり高等教育の獎勵は今日に不慮なるの
ミならず之を國人の私に任するよときは家産盡して志
ある者が其子弟の就學を謀り、學成り世に立つの日は
即ち有財有識の男子よして經世の用を爲す可き管なる
に今の實際は公共の資金と費して却て寒賔生の就學を
便ならしめ其成業の後は無産有才の書生を生ず可きの
み知字要患の媒介にして本人の不幸のみならず社會安
寧は爲めに謀りても得策にあらざるが如き左れば今回
三大臣の訓令を以て校費の分擔を止むるは我國國民に
於て蓋も喜ぶるに足らずと雖も其校費を就ては政府
中多少議論もあることならんれば我輩は此機を空ふ
せずして全國の高等中學校を全廢して國庫即ち國民の
囊中と富ますに三十萬圓金を以てせんと欲する者なり

○閉令第十三號
本年閉令第十二號へ明治二十二年度より施行ス
明治廿一年八月十日 内閣總理大臣伯爵黒田清隆
大藏省訓令に關する照會及回答 此程愛知縣より明
治十九年七月大藏省訓令第三十九號第四號書式の備本年
七月二十日同省訓令第三十九號を以て美濃縣改正せ
られたるに付ては同紙四切を以て使用致し然るべき
故の照會に對し一昨九日支障無之旨大藏省より回答せ
り

○山嶽鳴動 青森縣南津輕郡都賀村字湯ノ瀧山嶽山近
傍の山嶽去る六月三日頃より時々鳴動し去月十八九
日頃より一層其度數を増し一日六回乃至八九回爲に該
山抗夫等は事業を中止するに至る而して其鳴動の感ず
る所青森縣に在りては碓氷、古、久吉、唐平諸村及
湯ノ瀧山嶽に在りては碓氷、古、久吉、唐平諸村及
湯ノ瀧山嶽に在りては碓氷、古、久吉、唐平諸村及
湯ノ瀧山嶽に在りては碓氷、古、久吉、唐平諸村及

○古刹 兵庫縣播磨國加古郡北在家村刀山山麓林寺
と稱する古刹あり創立年代は得て確定すべからずと雖
も姑く同寺の舊記に據るに其本堂は如きは養老二年の
創立に係ると云ひ又寛政年中の被災には用明天皇丁未
二年に當り皇太子の素河勝をして創立せしめたる所よ
して後百濟國より瓦工を貢するに及び國人橘吉道なる
者其業を傳へ以て堂宇の甍を製造し養老二年仁王門、
三重塔を建立するに至り吉道の子吉直其業を製造す云
々の意を刻せりと云ふ二説果して孰か是なる今より之
を考證するに由なく其他の建物は未だ年代の調査と經
ずと雖も本堂内部の木質、塗、柱礎及所藏寶物等に鑑
するも千年以上の創立なるを證明するに足るものあり
然るに寺内建物中久しく開扉せざる一室あり其閉鎖
年代は舊記に據るに八年八月五日にして兩來五百年開闔
ては住僧の傳へなく方今住僧の傳へなく方今住僧の傳へなく

○三池嶺山の入札人 去る一日豫定の通り大藏省に於
て三池嶺山拂下への入札を開きしに入札者都合四名あり
第一は金高四百五十五萬五千圓にして入札者は東京
京橋區銀座二丁目十番地佐々木八郎氏なり次は金四百
五十五萬二千七百圓京橋區の豪家嶋田善右衛門氏代八川
崎三郎氏にして此の兩氏の投票は僅か二三千三百圓
の相違あり次は府下東葛飾郡行徳町の加藤總右衛門氏
にて代價金四百二十七萬圓、其の次は三井武之助にし
て金四百四十萬圓なれば最高最低の入札金高には四十五
萬五千圓の大差あり而して右佐々木、加藤、三井の三氏
の勢も三井家に多少は縁故ありと云へば三井の内な
らんといづれに落札するも其資本金の出處は略ぼ同
一なる可く此上の望望は最低の三井氏と察せるとさ
るべしと雖も其中間には世間に豪家として知られたる
嶋田氏の投票あり佐々木氏に及ばざること僅かに二千
七百圓斯る高價の入札は斯る金額の差違にて勝を
制するは入札の腕前如何にも當に於て常に入札に従事
する人々の間にも其巧妙を驚嘆する者多き由斯く些少
の金高にて取を取りたる嶋田氏は最早落札の望み絶え
たれば今は入札を引いて最低の三井氏に譲らんと商家
同志の徳義心も起るとならんが願ひみて自家の姓名を
考ふれば此の大事業に入札し乍ら輕々に之を引き去る
時は何となく聞之面白からず世間の取沙汰も如何あら
んや家名の爲めを思へば容易に進退と決す可からず去
りて此儘にして空しく敵手の苦むに任せ置けば無益
の養生、氣の毒あり斯る場合に當りて利害得失義理
人情四邊より攻撃し來りて熊谷、教、相對するの状
況を商業の戰場に演ずるものなりな商人の評判區々
なる由免角其筋の調査も終りて就に落札と定まる
の日は遠くらざる可く觀者の鑑定によれば此の落札は
最高最低の内なるべしと

倫敦通信
一筆啓上仕候當倫敦は昨今好天氣にてハイパークを
始め各公園の草花は競ふ如く咲き芳を競ひ花を見又見
られんとする貴女紳士の二頭立又は四頭立の馬車を打
揃へて繰るが如く又往復する其聲言は方なく「何
事ぞ花見の馬車の四頭立」など、乙宗匠より其真
の花見客は却て見當らぬやう後存候夫れは扱て置き當
國にては花の季節即ち政事の季節にて昨今國會開院に
ては各議案の討論最中にて何か八至し議論も之あり
候様子なれども是より先きグラッドストーン氏が愛國
自治案を出してよりヘントントン侯派の自由黨は敢て
現内閣を賛成ししと云ふにはあらぬと之を攻撃して
ストーンベリー侯を引き落せば之れに代はりてグラッ
ドストーンが出る、グラッドストーンが出る、自治案が出
る、自治案が出ては一大事なり之を避くるの御願ひ
候、現内閣を賛成するに在りて政府の更迭も引か

起す可きやらの上
へは三木利付の
き前年自由黨よ
今年は何の苦もな
たる地方政治
グラッドストーン
ん手柄と現は
討論は相替らず
下議院に陸軍費
議論も之れあり
左に一寸見開の
英國下議院の討
日午前一時半頃
も目覺しく思は
申すは本年の陸
磅の内一萬磅を
ストンの議員ハ
入の際に種々の
は鐵砲、軍帽、劍
相製品を調達し
或は毛屑を用ふ
りたる兵器中の
り云々等其弊
スパイス氏は何
はれたる人物に非
に非ずや一ツ穴の
らしめば如何なる
可し然るに政改
其職を進めたる
局の處置を攻撃
に陸軍大臣スタ
の弊害は其事實
る可らず之れに加
りたり云々として
フチャーナル、
説も有りて中々の
下院議員の演説
も立ちふるはグ
最も年寄りの
後部に薄き白髪
々として眞目あり
政府方にて現陸
は思はれされど
返へして敢て因
にキリ口上と申す
る方あるべし頭
間位と思はれ氏
告書類と録選へ
後より氏に手渡
ンチン氏の演説
淡泊と説き出

馬伍甫閣沼井信之助編纂
官公立學校
數學試驗問題集
正價廿五圓

飲水試驗新法
醫學博士山下教授
定價金五十圓

和譯英學
杉浦重剛先生校閱
井上十吉先生校閱
正價金二圓二十錢

應接相願候
八月七日